

第10章 税金の記帳

学習の要点

1. 法人税および住民税（法人税等という）の処理は、つぎによります。

(1) 中間報告をして納付したとき

仮払法人税等	×××	現	金	×××
--------	-----	---	---	-----

(2) 決算時に見積もり計算したとき

法人税等	×××	仮払法人税等	×××
		未払法人税等	×××

(3) 確定申告をして納付したとき

未払法人税等	×××	現	金	×××
--------	-----	---	---	-----

2. 固定資産税・事業税を支払ったときは、租税公課勘定で処理します。

メモ

● 演習コーナー ●

問題24 ● [税金の記帳]

1. 次の一連の取引を仕訳しましょう。

- (1) 本年度の固定資産税¥250,000の納税通知書を受け取った。
- (2) 第1期分¥50,000を現金で納付した。

(1)		
(2)		

2. 次の取引を仕訳しましょう。

- (1) ㈱熊本産業は、中間申告を行い中間法人税額¥900,000および中間住民税額¥270,000を現金で支払った。
- (2) 決算にあたり法人税額¥2,000,000および住民税額¥600,000を計上した。
- (3) 確定申告を行い、上記の計上額から中間納付額を差し引いた金額を現金で納付した。

(1)		
(2)		
(3)		

◀ メモ ▶